



BANK

2007 京葉銀行レポート

別冊（自己資本の充実の状況等について）

R E P O R T 2 0 0 7

はじめに

いつも「アルファバンク」京葉銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

本年より、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号二等に規定する自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日 金融庁告示第15号、いわゆる新BIS規制（バーゼルⅡ）第3の柱（市場規律））の開示が求められており、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を当該告示に則り、本冊子で開示します。

この新BIS規制（バーゼルⅡ）は「3本の柱」から構成されています。最低所要自己資本を規定する「第1の柱」、監督上の検証を規定する「第2の柱」、そして市場規律を規定する「第3の柱」です。このうち、自己資本の充実の状況等の開示は「第3の柱」に含まれます。これは、銀行の自己資本管理に市場規律を働かせ、市場の評価を通じた経営の健全性を図ることを目的に、リスク管理態勢や自己資本の充実の状況等の開示が求められているのです。

これからも、内部留保の積み上げにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を維持することを通じ、地域のお客様や市場から揺るぎない信頼を得られますよう、役職員一同、全力をあげて努力してまいりますので、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

取締役頭取 綿貫弘一

目次

I 定性的な開示事項

連結の範囲	3
自己資本の調達手段の概要	3
連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	3
信用リスクに関する事項	3
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	4
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	4
証券化エクスポージャーに関する事項	5
オペレーショナル・リスクに関する事項	5
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	6
銀行勘定における金利リスクに関する事項	6

II 定量的な開示事項・単体

自己資本の構成に関する事項(国内基準)	7
自己資本の充実度に関する事項(国内基準)	8
信用リスクに関する事項	9
信用リスク削減手法に関する事項	12
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	12
証券化エクスポージャーに関する事項	12
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	13
銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額	13

III 定量的な開示事項・連結

連結の範囲に関する事項	14
自己資本の構成に関する事項(国内基準)	14
自己資本の充実度に関する事項(国内基準)	15
信用リスクに関する事項	16
信用リスク削減手法に関する事項	19
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	19
証券化エクスポージャーに関する事項	19
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	20
銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額	20

自己資本の充実の状況等について

I 定性的な開示事項

● 連結の範囲

連結子会社は以下の6社です。

(平成19年6月30日)

会社名	主要業務内容
株式会社京葉銀オフィスサービス	京葉銀行のための債権証書類の集中処理及び管理・保管業務、用度品の調達、物品の販売、清掃業務他
株式会社京葉銀ビジネスサービス	京葉銀行の委託を受けた伝票・帳簿・文書等の精査、計算等の集中処理並びに管理保管業務、現金・手形・小切手及び有価証券の整理精査業務、既往先に対する現金・有価証券等の定例的な集配金業務等
株式会社京葉トランスポート	京葉銀行の委託を受けた現金・有価証券等の輸送業務他
株式会社京葉銀キャリアサービス	主として京葉銀行に対しての労働者派遣事業
株式会社京葉銀カード	クレジットカード業務、金銭の貸付並びに信用保証業務他
株式会社京葉銀保証サービス	住宅ローンを中心とする個人ローンの保証業務及び不動産の調査業務

- ①平成18年3月27日金融庁告示第19号(以下「自己資本比率告示」といいます)第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令 第28号)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。
- ②自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はありません。
- ③自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社はありません。
- ④銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社はありません。
- ⑤連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等はありません。
- ⑥株式会社京葉銀オフィスサービスと株式会社京葉銀ビジネスサービスは平成19年8月3日に合併し、株式会社京葉銀オフィスサービスが存続会社となる予定です。

● 自己資本の調達手段の概要

連結グループの自己資本はすべて普通株式により調達しています。

● 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

連結グループはこれまでの内部留保の積み上げにより自己資本を充実させており、経営の健全性・安全性を十分に維持しているものと評価しています。今後につきましても、年度ごとに得られる利益の積み上げにより自己資本の充実を図ります。償還を行う蓋然性を有する株式、負債性資本調達手段、期限付劣後債務等による資本調達は、予定していません。

● 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、貸出やオフバランス取引等において、お取引先の信用悪化に伴い、元本や利息の支払いが契約どおりに履行されず損失が発生するリスクのことで、銀行業務における主要なリスクの一つです。

当行では、「信用リスク管理規定」を制定し、融資の基本姿勢を明文化したクレジットレジットポリシーを定め、貸出の審査にあたっては、これを遵守するとともに、安全性・収益性・公共性・流動性・成長性を基本原則とし、事業計画や資金使途、返済能力などを総合的に評価し、厳正な姿勢で取組んでいます。

また、特定先や特定業種への与信集中を回避し、リスクを分散するために、大口融資先の管理方針を明文化した「与信ポートフォリオ管理要領」を制定し、与信ポートフォリオのモニタリングを行い、その結果を定期的に経営に報告し、資産の健全化に努めています。

具体的な取組みとして、平成16年10月に信用格付と自己査定を統合した「格付自己査定システム」を導入し、与信先の実態把握を的確に行い、かつ、業況の変化に随時対応出来る態勢を強化しました。

平成17年8月には「総合融資支援システム」が本稼働し、各種融資情報のデータ統合、システム化が図られ、融資業務の効率化に向けた態勢を整備・強化しました。更に、平成18年10月には信用リスク量を計測する「信用リスク計量化システム」を新たに導入し、信用リスク管理の強化に取り組んでいます。

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経

宮破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

また、連結子会社においても資産の自己査定基準及び償却・引当基準を独自に定めて自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

リスクウェイトの判定に使用する適合格付機関は以下の2つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適合格付機関の使い分けは行っていません。

リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関等の名称

- ・日本格付研究所 (JCR)
- ・格付投資情報センター (R&I)

● 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当行が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当行では、貸出の審査にあたって、事業計画や資金使途、返済能力などを総合的に評価していますが、貸出審査の結果、担保または保証が必要と判断した場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。当行が扱う担保には、預金、有価証券、不動産等があり、保証では、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、各種約定書等に基づき法的に有効なものであり、当行が定める「事務取扱規定」により、厳格な事務取扱いを行っています。また、貸出金と自行預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、手形割引、証書貸付、当座貸越、支払承諾、外国為替、デリバティブ取引等を対象としています。

なお、自己資本比率算出にあたっては、自己資本比率告示で定められた、適格担保、適格保証、及び貸出金と自行預金の相殺を信用リスク削減手法として適用し、リスクアセットを削減しています。適格担保としては、自行預金、上場株式、適格保証としては、中央政府、地方公共団体の他、格付により適格と判定した一般企業の保証が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、お客様の外国為替取引に係るリスクヘッジにお応えすること、市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っており、具体的には先物外国為替取引等があります。

派生商品取引の信用リスク(取引相手方の契約不履行に係るリスク)への対応としては、金融機関との取引については信用度の高い金融機関のみを取引の相手先とし、お客様との取引については総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことで、リスクを限定しています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は行っていません。

また、派生商品取引に係るリスクの状況については、証券国際部においてカレント・エクスポージャー方式^(注)でリスクを計測し、毎月のALM委員会及び3ヶ月毎の取締役会に報告する態勢となっています。

なお、連結子会社における派生商品取引は該当ありません。

(注)カレント・エクスポージャー方式とは、時価評価によって算出した派生商品の評価益(再構築コスト)と、派生商品の想定元本額に残存期間等に応じて定められた掛け目を乗じた金額(ポテンシャル・エクスポージャー)とを合計することで、派生商品の信用リスク量を計測する方式です。

● 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当行における証券化取引の役割は、投資家としてのみです。投資業務については、有価証券投資の一環として捉えており、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格機関が付与する格付情報などを把握し、投資対象を一定の信用力を有するものとする等、適正な運用・管理を行っています。また、証券化エクスポージャーに係るリスクの状況については、証券国際部において、リスクを計測、分析し、リスク管理部及び監査部等へ月次で報告する態勢となっています。

なお、連結子会社における証券化エクスポージャーは該当ありません。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行は標準的手法を採用しています。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等及び当行が定める「有価証券の時価算定基準」に従った、適正な処理を行っています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関は以下の2機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適合格付機関の使い分けは行っていません。

- ・日本格付研究所(JCR)
- ・格付投資情報センター(R&I)

● オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当行では、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスク等幅広いリスクと考え、リスク管理態勢や管理方法に関する規定として「リスク管理基本規定」をはじめとするリスク管理規定体系を整備しています。また、オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクと考え、管理態勢を整備するとともに、適正なリスク管理とリスク評価を行い、発生防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

なお、連結子会社のオペレーショナル・リスクについては、子会社、子法人等から定期的にまたは必要に応じて統括部署である経営企画部へ報告を行うほか、経営企画部が指導・助言を行う体制を構築し、その削減に努めています。

(事務リスクについて)

本部各部では事務リスクに対する共通認識のもと、営業店で発生した事務ミスや苦情発生原因が事務ミスによる場合は「事務リスクレベル判定表」を作成し、リスクレベルや損失額を判定しています。

作成した「事務リスクレベル判定表」は、全て事務部に集中する態勢となっており、事務部では判定結果の検証を行い、毎月集計結果をリスク管理統括部署に報告するとともに、リスク管理委員会において事務ミス発生状況やリスク判定結果を報告する態勢となっています。

(システムリスクについて)

システム障害が発生した場合は、システムを管理する部署が「障害報告書兼管理票」を作成し、発生原因や損失額を判定しています。

作成した「障害報告書兼管理票」は、全て事務部に集中する態勢となっており、事務部で判定結果の検証を行い、毎月発生状況をリスク管理統括部署に報告するとともに、毎月リスク管理委員会においてシステム障害の発生状況等について報告する態勢となっています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

リスク相当額の算出には、基礎的手法を採用しています。

● 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における株式等エクスポージャーのリスク管理においては、他のリスクと共に市場性リスク量と当行の自己資本を対比することで当行の抱えるリスクが自己資本と比較して過大な状態にならないよう確認しています。上場株式の価格変動リスクの計測は、株価指数の変動による保有株式価値の変化額(評価損益)を測定し、予想される株価指数の水準における保有株式の評価損益を推定しています。また、ALM委員会及びリスク管理委員会では、VaR(バリュー・アット・リスク)によって計測した数値も報告し、検討、分析を行っています。非上場株式等については、每期自己査定対象資産として自己査定を実施しています。連結子会社株式についても、每期自己査定対象資産として自己査定を実施しています。

当行連結子会社における株式等エクスポージャーのリスク管理においては、保有する株式等を每期自己査定対象資産として自己査定を実施しています。

株式等の評価については、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3及び連結財務諸表規則第14条に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記を掲載しています。

● 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当行が管理するリスクの一つとして、市場性リスクがあります。市場性リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいい、主に、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに分けられます。

市場性リスクを適切にコントロールするために、市場性リスクの管理担当部署を証券国際部、統括管理部署をリスク管理部と定め、市場性リスクの状況をモニタリングしています。具体的には、計量可能なリスクについてはリスク量を計測し、また、シミュレーション分析を行い、金利・株式市場が大きく変動した場合の市場性リスク量の変化を試算しています。

証券国際部及びリスク管理部は、市場性リスクの状況について、定期的に経営陣に報告しており、ALM委員会等において、他のリスクと共に市場性リスク量と当行の自己資本を対比することで、当行の抱えるリスクが自己資本と比較して過大な状態にならないよう確認しています。

(2) 銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行では、銀行勘定(資産・負債勘定のうち、貸出金、預金、及びトレーディング勘定を除く有価証券など)における金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、BPV(ベース・ポイント・バリュー)^(注1)、ギャップ分析^(注2)、VaR(バリュー・アット・リスク)^(注3)などの計測手法を用いて、計量しています^(注4)。

その他シミュレーション分析を行い、金利が大きく変動した場合等に想定しうる金利リスク量や損失額等の把握を行っています。

なお、金利リスクは単体のみで算出しており、連結ベースの算出は行っていません。

(注1) BPV …金利が0.01%変化した場合の時価損益の変化のことです。

(注2) ギャップ分析 …資産負債の残高を将来の金利改定期ごとに集計して、そのギャップを分析する手法です。

(注3) VaR …一定の確率の下の予想最大損失額のことです。

(注4) 金利リスク量の算定にあたり、預金や貸出金の期限前解約・返済の確率は考慮していません。

また、普通預金などの満期のない預金については、期間を1ヵ月以内として算定します。

Ⅱ 定量的な開示事項 **単体**

● 自己資本の構成に関する事項 (国内基準)

(単位:百万円)

		平成17年度	平成18年度
基本的項目 (TierⅠ)	資本金	49,759	49,759
	資本準備金	39,704	39,704
	その他資本剰余金	5	6
	利益準備金	10,055	10,055
	任意積立金	34,850	—
	次期繰越利益	1,141	—
	その他利益剰余金	—	47,696
	自己株式(△)	396	458
	計 (A)	135,119	146,764
補完的項目 (TierⅡ)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	5,354	5,348
	一般貸倒引当金	8,406	9,205
	計	13,760	14,553
	うち自己資本への算入額 (B)	13,760	14,553
控除項目	控除項目計 (C)	101	101
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	148,778	161,216
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,318,021	1,331,817
	オフ・バランス取引等項目	27,080	23,639
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,345,101	1,355,457
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額(G/8%) (F)	—	117,378
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	9,390
	計(E) + (F) (H)	1,345,101	1,472,836
単体自己資本比率 = (D) / (H) × 100 (%)		11.06%	10.94%
単体基本的項目比率 = (A) / (H) × 100 (%)		10.04%	9.96%

自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき算出しています。なお、平成17年度は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号)に定められた算式に基づき、算出しています。なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しています。

● 自己資本の充実度に関する事項（国内基準）

信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォリオごとの額

（単位：百万円）

	平成18年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセットと所要自己資本の額合計（注）1	1,355,457	54,218
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー（注）2	1,355,457	54,218
ソブリン向け（注）3	4,093	163
金融機関及び証券会社向け	16,535	661
法人等向け	463,349	18,533
中小企業等向け及び個人向け	305,629	12,225
抵当権付住宅ローン	157,405	6,296
不動産取得等事業向け	245,300	9,812
三月以上延滞等	10,171	406
信用保証協会等による保証付	15,005	600
出資等	47,472	1,898
その他（オフバランス取引含む）	90,494	3,619
②証券化エクスポージャー	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク（注）4	117,378	4,695
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）（注）5	1,472,836	58,913

（注）1. 所要自己資本の額＝リスクアセット×4%

「リスクアセット」とは、リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことです。

2. 「エクスポージャー」とは貸出金、外国為替取引などの与信取引と有価証券などの投資資産等が該当します。

3. 「ソブリン」とは中央政府、地方公共団体、我が国の政府関係機関等公的機関のことです。

4. オペレーショナル・リスク相当額の算出手法は、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算出方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

平成17年度の数値については、パーゼルⅡ導入前につき算定を行っていないため記載を省略しています。

当行の保有する証券化エクスポージャーについては、貸付債権担保住宅金融公庫債券のみであり、標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうちソブリン向けに区分しています。

● 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

エクスポージャーの区分		平成18年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金、コミットメント及び その他の債券・デリバティブ 以外の取引(注)	債 券	デリバティブ取引	
業種別	製造業	79,389	79,188	201	—
	農業	3,457	3,457	—	—
	林業	4	4	—	—
	漁業	445	445	—	—
	鉱業	7,015	7,015	—	—
	建設業	125,728	125,728	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,615	3,111	1,504	—
	情報通信業	1,754	1,754	—	—
	運輸業	54,476	41,438	13,037	—
	卸売・小売業	158,529	158,529	—	0
	金融・保険業	145,826	107,154	38,672	—
	不動産業	358,230	356,172	2,058	—
	各種サービス	291,134	287,202	3,931	—
	国・地方公共団体等	804,077	135,446	668,630	—
	個人	784,019	784,019	—	—
	その他	144,557	143,833	724	—
	合計	2,963,261	2,234,499	728,761	0
残存期間別	1年以下	461,075	430,770	30,304	0
	1年超3年以下	246,774	179,628	67,146	—
	3年超5年以下	316,368	195,106	121,261	—
	5年超7年以内	272,745	116,460	156,284	—
	7年超	1,473,538	1,119,774	353,764	—
	期間の定めのないもの	192,758	192,758	—	—
	合計	2,963,261	2,234,499	728,761	0

平成17年度の数値については、バーゼルⅡ導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しています。
 当行は国外向けエクスポージャーを保有していないため、地域別のエクスポージャー残高の開示はしていません。
 (注)現金、預け金、営業用資産等も含む。

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの業種別期末残高

(単位:百万円)

業種区分	エクスポージャー区分	三月以上延滞エクスポージャー
		平成18年度
製造業		164
農業		2
林業		—
漁業		—
鉱業		1,139
建設業		755
電気・ガス・熱供給・水道業		—
情報通信業		—
運輸業		350
卸売業、小売業		777
金融・保険業		—
不動産業		1,944
各種サービス		4,568
国・地方公共団体等		—
個人		2,784
その他		—
業種別合計		12,488

平成17年度の数値については、パーゼルII導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しています。
「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
当行は国外向けエクスポージャーを保有していないため、地域別のエクスポージャー残高の開示はしていません。

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成17年度	9,310	9,796	—	9,310	9,796
	平成18年度	9,796	9,807	—	9,796	9,807
個別貸倒引当金	平成17年度	17,885	65,765	7,949	58,887	16,815
	平成18年度	16,815	37,242	8,765	37,170	8,121
合計	平成17年度	27,195	75,562	7,949	68,197	26,611
	平成18年度	26,611	47,049	8,765	46,967	17,928

当行は国外向けエクスポージャーを保有していないため、地域別のエクスポージャー残高の開示はしていません。
一般貸倒引当金については業種別又は取引相手の別の算定を行っていないため、記載を省略します。
特定海外債権引当勘定については該当ありません。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		平成17年度	平成18年度
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度		
製造業	277	271	△6	△48	271	222	—	—
農業	104	—	△104	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	3,440	—	△3,440	0	—	0	—	—
建設業	1,223	975	△248	△269	975	705	—	34
電気・ガス・熱供給・水道業	19	4	△14	△4	4	—	—	—
情報通信業	0	—	△0	36	—	36	—	—
運輸業	618	285	△333	△5	285	279	—	—
卸売・小売業	1,784	2,535	751	△1,523	2,535	1,011	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	4,019	4,114	94	△2,001	4,114	2,113	—	—
各種サービス業	4,426	6,334	1,907	△4,115	6,334	2,218	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	1,839	2,171	331	△764	2,171	1,406	—	—
その他	129	122	△7	4	122	126	—	—
合計	17,885	16,815	△1,070	△8,693	16,815	8,121	—	34

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び資本控除した額

(単位:百万円)

	平成18年度	
	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額	
	格付適用	格付不適用
0%	—	946,262
10%	—	194,590
20%	25,861	1,388
35%	—	453,125
50%	26,302	5,262
75%	—	426,378
100%	46,453	833,130
150%	—	4,505
自己資本控除	—	—
合計	98,617	2,864,643

「格付適用」とは、リスクウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーです。なお格付は適格格付機関が付与しているものに限っています。「格付適用」エクスポージャーには、リスクウェイトの算定にあたって、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーが含まれます。

平成17年度の数値については、バーゼルⅡ導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しています。

● 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 エクスポージャーの種類	平成18年度	
	適格金融資産担保	保証
ソブリン向け	200	40,346
金融機関及び証券会社向け	—	3,312
法人等向け	14,121	14,959
中小企業等向け及び個人向け	14,871	5,240
抵当権付住宅ローン	179	—
不動産取得等事業向け	1,449	—
三月以上延滞等	127	69
合計	30,950	63,928

平成17年度の数値については、バーゼルⅡ導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しています。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式

(2) グロス再構築コストの合計額及び与信相当額

(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度
グロス再構築コストの額	1	0
与信相当額	7	0
派生商品取引	7	0
外国為替関連取引	7	0
金利関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—

原契約期間が14日以内の外国為替関連取引については、上記記載から除いています。
与信相当額については、担保による信用リスク削減手法は採用していません。

● 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行がオリジネーターである場合

該当ありません。

(2) 銀行が投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度
証券化エクスポージャーの額	15,491	13,979
住宅ローン	15,491	13,979

② 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
10%	15,491	13,979	61	55

③自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

④証券化エクスポージャーに関する経過措置(自己資本比率告示附則第15条)の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

● 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1)出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価、貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

区分		貸借対照表計上額	時価	評価差額	うち益	うち損
上場株式等エクスポージャー	平成17年度	66,436		25,844	25,938	93
	平成18年度	69,916		22,332	23,559	1,227
上記以外の株式等エクスポージャー	平成17年度	1,296		—	—	—
	平成18年度	1,115		—	—	—
合計	平成17年度	67,733		25,844	25,938	93
	平成18年度	71,032		22,332	23,559	1,227

貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

(2)出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区分		売却額			株式等償却
			売却益	売却損	
出資等又は株式等エクスポージャー	平成17年度	9,074	4,131	33	7
	平成18年度	7,023	2,183	79	88

(3)貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

● 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額

金利ショックに対する経済価値の変動額 (VaR)

(単位:百万円)

平成18年度
18,910

前提条件: 信頼区間 99%、保有期間 6ヵ月、観測期間 1年
分散共分散法にて算出しています。

平成17年度の数値については、バーゼルⅡ導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しています。

Ⅲ 定量的な開示事項 **連結**

● 連結の範囲に関する事項

自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社はありません。

● 自己資本の構成に関する事項 (国内基準)

(単位:百万円)

		平成17年度	平成18年度
基本的項目 (TierⅠ)	資本金	49,759	49,759
	資本剰余金	39,711	39,718
	利益剰余金	47,174	58,922
	自己株式(△)	431	485
	連結子法人等の少数株主持分	547	735
	計 (A)	136,762	148,650
補完的項目 (TierⅡ)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	5,354	5,348
	一般貸倒引当金	8,416	9,222
	計	13,770	14,570
	うち自己資本への算入額 (B)	13,770	14,570
控除項目	控除項目計 (C)	101	101
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	150,431	163,119
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,319,523	1,334,078
	オフ・バランス取引等項目	27,080	23,639
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,346,604	1,357,718
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額(G/8%) (F)	—	117,896
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	9,431
	計(E) + (F) (H)	1,346,604	1,475,615
連結自己資本比率 = (D) / (H) × 100 (%)		11.17%	11.05%
連結基本的項目比率 = (A) / (H) × 100 (%)		10.15%	10.07%

自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき算出しています。なお、平成17年度は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号)に定められた算式に基づき、算出しています。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しています。

● 自己資本の充実度に関する事項 (国内基準)

信用リスクに関する所要自己資本の額及びポートフォリオごとの額

(単位:百万円)

	平成18年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセットと所要自己資本の額合計 (注)1	1,357,718	54,308
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとの エクスポージャー (注)2	1,357,718	54,308
ソブリン向け (注)3	4,093	163
金融機関及び証券会社向け	16,571	662
法人等向け	462,620	18,504
中小企業等向け及び個人向け	305,629	12,225
抵当権付住宅ローン	157,405	6,296
不動産取得等事業向け	245,300	9,812
三月以上延滞等	10,641	425
信用保証協会等による保証付	15,005	600
出資等	47,379	1,895
その他 (オフバランス取引含む)	93,070	3,722
②証券化エクスポージャー	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク (注)4	117,896	4,715
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ) (注)5	1,475,615	59,024

(注)1. 所要自己資本の額 = リスクアセット × 4%

「リスクアセット」とは、リスクを有する資産 (貸出金や有価証券など) をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことです。

2. 「エクスポージャー」とは貸出金、外国為替取引などの与信取引と有価証券などの投資資産等が該当します。

3. 「ソブリン」とは中央政府、地方公共団体、我が国の政府関係機関等公的機関のことです。

4. オペレーショナル・リスク相当額の算出手法は、当行は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算出方法＞

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 連結総所要自己資本額 = 連結自己資本比率の分母の額 × 4%

平成17年度の数値については、バーゼルⅡ導入前につき算定を行っていないため記載を省略しています。

連結グループの保有する証券化エクスポージャーについては、貸付債権担保住宅金融公庫債券のみであり、標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうちソブリン向けに区分しています。

● 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

エクスポージャーの区分		平成18年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金、コミットメント及び その他の債券・デリバティブ 以外の取引(注)	債 券	デリバティブ取引	
業種別	製造業	79,389	79,188	201	—
	農業	3,457	3,457	—	—
	林業	4	4	—	—
	漁業	445	445	—	—
	鉱業	7,015	7,015	—	—
	建設業	125,728	125,728	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,615	3,111	1,504	—
	情報通信業	1,754	1,754	—	—
	運輸業	54,476	41,438	13,037	—
	卸売・小売業	158,529	158,529	—	0
	金融・保険業	143,139	104,466	38,672	—
	不動産業	358,230	356,172	2,058	—
	各種サービス	291,134	287,202	3,931	—
	地方公共団体	805,075	136,445	668,630	—
	個人	786,496	786,496	—	—
	その他	147,041	146,317	724	—
	合計	2,966,534	2,237,772	728,761	0
残存期間別	1年以下	462,914	432,609	30,304	0
	1年超3年以下	246,774	179,628	67,146	—
	3年超5年以下	316,368	195,106	121,261	—
	5年超7年以下	272,745	116,460	156,284	—
	7年超	1,473,538	1,119,774	353,764	—
	期間の定めのないもの	194,192	194,192	—	—
	合計	2,966,534	2,237,772	728,761	0

平成17年度の数値については、バーゼルⅡ導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しています。
 当行グループは国外向けエクスポージャーを保有していないため、地域別のエクスポージャー残高の開示はしていません。
 (注)現金、預け金、営業用資産等も含む。

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの業種別期末残高

(単位:百万円)

業種区分	エクスポージャー区分	三月以上延滞エクスポージャー	
		平成18年度	
製造業			164
農業			2
林業			—
漁業			—
鉱業			1,139
建設業			755
電気・ガス・熱供給・水道業			—
情報通信業			—
運輸業			350
卸売業、小売業			777
金融・保険業			—
不動産業			1,944
各種サービス			4,568
国・地方公共団体等			—
個人			3,050
その他			—
業種別合計			12,754

平成17年度の数値については、パーゼルII導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しています。
「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
連結グループは国外向けエクスポージャーを保有していないため、地域別のエクスポージャー残高の開示はしていません。

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成17年度	9,425	9,881	—	9,425	9,881
	平成18年度	9,881	9,896	—	9,881	9,896
個別貸倒引当金	平成17年度	18,018	66,184	8,149	59,061	16,991
	平成18年度	16,991	37,813	9,030	37,406	8,368
合計	平成17年度	27,443	76,066	8,149	68,486	26,873
	平成18年度	26,873	47,709	9,030	47,287	18,264

連結グループは国外向けエクスポージャーを保有していないため、地域別のエクスポージャー残高の開示はしていません。
一般貸倒引当金については業種別又は取引相手の別の算定を行っていないため、記載を省略します。
特定海外債権引当勘定については該当ありません。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		平成17年度	平成18年度
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度		
製造業	277	271	△6	△48	271	222	—	—
農業	104	—	△104	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	3,440	—	△3,440	0	—	0	—	—
建設業	1,223	975	△248	△269	975	705	—	34
電・ガ・熱供給・水道業	19	4	△14	△4	4	—	—	—
情報通信業	0	—	△0	36	—	36	—	—
運輸業	618	285	△333	△5	285	279	—	—
卸売・小売業	1,784	2,535	751	△1,523	2,535	1,011	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	4,019	4,114	94	△2,001	4,114	2,113	—	—
各種サービス業	4,426	6,334	1,907	△4,115	6,334	2,218	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	1,941	2,329	388	△702	2,329	1,627	175	110
その他	161	140	△20	12	140	153	—	—
合計	18,018	16,991	△1,026	△8,623	16,991	8,368	175	145

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び資本控除した額

(単位:百万円)

	平成18年度	
	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額	
	格付適用	格付不適用
0%	—	947,261
10%	—	194,590
20%	25,861	1,572
35%	—	453,125
50%	26,302	5,262
75%	—	426,378
100%	46,453	834,884
150%	—	4,840
自己資本控除	—	—
合計	98,617	2,867,916

「格付適用」とは、リスクウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーです。なお格付は適格格付機関が付与しているものに限っています。
「格付適用」エクスポージャーには、リスクウェイトの算定にあたって、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーが含まれます。

平成17年度の数値については、バーゼルⅡ導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しています。

● 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

連結子会社においては、信用リスク削減手法に関する事項については該当がないため記載を省略します。単体の記載 P12 をご参照下さい。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

連結子会社においては派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項については該当がないため、記載を省略します。単体の記載 P12 をご参照下さい。

● 証券化エクスポージャーに関する事項

連結子会社においては証券化エクスポージャーに関する事項は該当がないため、記載を省略します。単体の記載 P12、P13 をご参照下さい。

● 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価、連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	評価差額	評価差額	
				うち益	うち損
上場株式等 エクスポージャー	平成17年度	66,436	25,844	25,938	93
	平成18年度	69,916	22,332	23,559	1,227
上記以外の株式等 エクスポージャー	平成17年度	1,228	—	—	—
	平成18年度	1,022	—	—	—
合計	平成17年度	67,665	25,844	25,938	93
	平成18年度	70,939	22,332	23,559	1,227

連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区分	売却額	売却額		株式等償却	
		うち益	うち損		
出資等又は株式等 エクスポージャー	平成17年度	9,128	4,157	33	7
	平成18年度	7,225	2,275	79	88

(3) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

● 銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額

金利リスクは単体のみで算出しており、連結ベースでの算出は行っていません。単体の記載 P13 をご参照下さい。

本資料中に掲載してある計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

株式会社 京葉銀行 経営企画部

〒260-0015 千葉市中央区富士見1-11-11

TEL (043)222-2121(代)

ホームページアドレス <http://www.keiyobank.co.jp>



アロマフリー型大豆油インキを使用しております。



古紙配合率100%再生紙を使用しています

平成19年7月発行

京葉銀行のコミュニケーションシンボル



「A」の交点の立体的な重なりと上方へ鋭く伸びてゆくラインは、人と人との交わりと、そこを出発点に無限に伸びてゆく未来をあらわしています。コミュニケーションネームの「アルファバンク」は、“人との交わりを大切に、無限の未来を切り開いてゆきたい” “常に皆様にプラスアルファを提供し続ける銀行になりたい” そんな京葉銀行の思いをあらわしています。